

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指

障害福祉課

定

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事

〃

業の廃止

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 基本測量の実施

監理課

○ 選考により採用することができる職の範

人事委員会

囲の一部改正

〃

○ 暴力追放運動推進センターの代表者の変

〃

【公安委員会】

組織犯罪対策第二

（県例規集登載）

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

更

目次

課

担当課（室）

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

◎岡山県告示第二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社グリーンポーター

住所 岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の1

氏名 代表取締役社長 花房 猛

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社グリーンポーター押刈工場

所在地 津山市押刈字大土原22番地

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 (1-(1))		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 (1-(2))		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (2)		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 (3-(1))		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設 (3-(2))	
能	力	1,500kg/時		同左		500個/時		1,500kg/時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和4年4月30日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		14時間		同左		16時間		14時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	7.0	8.0	7.0	8.0	9.6	11.0	0.2	0.2	0.2	0.2
	p H	4.0~8.6	4.0~8.6	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	300	600								
	C O D (mg/L)	100	200								
	S S (mg/L)	150	300								
	油 分 (mg/L)	10	30								
	T-N (mg/L)	5	10								
	T-P (mg/L)	2	5								
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

区	分	新 設		新 設	
種	類	18の2ーイ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(4)		18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (5)	
能	力	650袋/時		12個/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和4年4月30日		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		8時間		2時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.1	0.1	0.5	0.6
	p H	4.0~8.6	4.0~8.6	同左	
	B O D (mg/L)	300	600		
	C O D (mg/L)	100	200		
	S S (mg/L)	150	300		
	油 分 (mg/L)	10	30		
	T - N (mg/L)	5	10		
	T - P (mg/L)	2	5		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	2-(1)				
種 類	膜分離活性汚泥処理				
構 造	鋼板+コンクリート				
主 要 寸 法	原水槽・調整槽・放流槽部分 幅6.05m×長さ12.825m×高さ6.55m 膜分離活性汚泥槽部分 幅7.7m×長さ20.6m×高さ5.25m				
能 力	最大150m ³ /日				
処 理 の 方 法	膜分離活性汚泥法				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和4年4月30日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和4年4月30日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	130	150	130	150
	p H	4.0~7.0	4.0~7.0	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	600	1,500	30	160
	C O D (mg/L)	200	500	30	160
	S S (mg/L)	600	1,200	40	200
	油 分 (mg/L)	30	60	5	30
	T-N (mg/L)	60	120	10	120
	T-P (mg/L)	8	16	1	16
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	<3,000	<3,000	<3,000	

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1 (雨水)		No. 2 (雨水)		No. 3 (工程排水)		No. 4 (生活系排水)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	—	—	同左		130	150	3	6
pH	—	—			5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/L)	—	—			30	160	20	20
COD (mg/L)	—	—			30	160	30	30
SS (mg/L)	—	—			40	200	50	50
油分 (mg/L)	—	—			5	30	2	2
T-N (mg/L)	—	—			10	120	20	20
T-P (mg/L)	—	—			1	16	3	3
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—			<3,000	<3,000	<3,000	<3,000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年1月25日から同年2月15日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

◎岡山県告示第二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 株式会社岡山村田製作所
住 所 岡山県瀬戸内市思久町福元77
氏 名 代表取締役社長 佐々木俊和
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社岡山村田製作所
所在地 瀬戸内市思久町福元77

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		廃 止		廃 止	
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （AD）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（BB1 ～5）		66 電気めつき施設（AI 2）		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （J1～14）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AF1）	
能	力	4.5m ³ /日		5.5m ³ /日（5基）		1.26m ³ /日		4 m ³ /日（14基）		43.2m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		同左		同左		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後1週間		同左		同左		-		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	3.6	4.5	22	27.5	1.0	1.3	44.8	56	34.6	43.2
	p H	6.5～9.0		10～12		3～5		6.5～7.5		2～6	
	BOD (mg/L)	3未満	3	20,000	20,000	930	1,050	3	5	0.6以下	6
	COD (mg/L)	5未満	5	10,000	10,000	1,300	1,450	15	20	0.6以下	6
	S S (mg/L)	5未満	5	50	50	33	40	1	5	2以下	5
	油 分 (mg/L)	-	-	5	5	0.5以下	0.5	1未満	1	0.5以下	5
	T-N (mg/L)	-	-	1,500	1,500	520	580	2.5	5	0.2以下	2
	T-P (mg/L)	-	-	0.5	0.5	0.02以下	0.02	0.02	1	0.02以下	0.2
	C u (mg/L)	-	-	10	12	3未満	3未満	-	-	0.5以下	3.0
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-	100以下	100	-	-	10以下	10
	ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	10以下	10	-	-	-	-

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 複数設置する施設から排出される汚水等の量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

区	分	廃止		廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A J 1 ～3）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（N）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（O 1～ 2）	
能	力	26.1m ³ /日（3基）		13.1m ³ /日		9.2m ³ /日（2基）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	62.6	78.3	10.5	13.1	14.7	18.4
	p H	9～11		9～11		2～6	
	B O D (mg/L)	50	63	50	63	0.6以下	6
	C O D (mg/L)	100	125	100	125	0.6以下	6
	S S (mg/L)	65	81.3	65	81.3	2以下	5
	油 分 (mg/L)	9	11.3	9	11.3	0.5以下	5
	T - N (mg/L)	1	1.3	1	1.3	10以下	10
	T - P (mg/L)	0.4	0.5	0.4	0.5	0.02以下	0.2
	C u (mg/L)	—	—	—	—	0.5以下	3.0以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—	—	—	10以下	10
	ほう素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 複数設置する施設から排出される汚水等の量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 3 工程排水処理施設				同左				
種 類	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	W18,800mm×L33,000mm×H5,000mm				同左				
能 力	759m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿, pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着手後1週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時に当該排水の最大量 排出の汚水及び汚濁物質並びに最大値等 における汚濁物質並びに最大値等 について汚濁状態及び汚濁物質並びに最大値等	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (mg/L)	611.9	665.1	611.9	665.1	581.8	640.4	581.8	640.4
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	F e (mg/L)	-	-	-	-				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

区 分	変 更 前	変 更 後							
工場又は事業場における施設番号	No. 4工程排水処理施設	同左							
種 類	工程排水処理	同左							
構 造	鉄筋コンクリート	同左							
主 要 寸 法	W18,500mm×L15,200mm×H6,000mm	同左							
能 力	1,500m ³ /日	同左							
処 理 の 方 法	凝集沈殿, pH処理	同左							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	工事着手後1週間							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	工事完成後1週間							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左							
使用時に排出される汚濁物質の最大値及びその概要 当該排水の最大値及びその概要 おおしに汚濁物質の最大値及びその概要 いて汚濁物質の最大値及びその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (mg/L)	1,040.5	1,484.9	1,040.5	1,484.9	938.3	1,357.2	938.3	1,357.2
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	F e (mg/L)	2	2	2以下	2以下				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	4,500.3	6,063.2	4,368	5,910.8
p H	6~8.5			同左
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
SS (mg/L)	12	20		
油分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
Pb (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
Cr ⁶⁺ (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数 (個/cm ^l)	3,000以下	3,000		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	10		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年1月25日から同年2月15日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
マスカット薬局久米南店	久米郡久米南町神田中794-7	R3.12.1

◎岡山県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
坂本内科小児科医院	備前市香登本561	R3.11.30

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

◎岡山県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金屋国分寺線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市瓜生原字中山八一番一地先から 津山市国分寺字甚九田八二九番一地先ま で	新	一・二・六 二・四・五	三・五・七
津山市瓜生原字中山八一番一地先から 津山市国分寺字甚九田八二九番一地先ま で	旧	四・九 一・五・三	三・五・七

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

〔二四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社スイートガーデン

住所 兵庫県神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 富川 俊昭

イ 名称 株式会社ネクサスエンタープライズ

住所 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目七番一三号 福永ビル二階A号室

代表取締役 原本 一正

（変更後）

ア 名称 株式会社不二家神戸

住所 兵庫県神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 富川 俊昭

イ 新規入店のため追加

4 変更年月日

令和三年四月一日ほか

二 届出年月日

令和三年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月二十五日から同年五月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

〔二五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八一―ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 有限会社キムラ

住所 勝田郡勝央町石生一六四六番地

代表者の氏名 代表取締役 木村 正憲

イ 名称 株式会社スイートガーデン

住所 兵庫県神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 富川 俊昭

ウ 名称 株式会社ウイル

住所 広島県大竹市晴海一丁目六番一〇号

代表取締役 烏田 克茂

エ 名称 株式会社ネクサスエンタープライズ

住所 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目七番一三号 福永ビル二階A号室

代表取締役 原本 一正

（変更後）

ア 退店のため削除

イ 名称 株式会社不二家神戸

住所 兵庫県神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 富川 俊昭

ウ 新規入店のため追加

エ 新規入店のため追加

4 変更年月日

令和三年四月一日ほか

二 届出年月日

令和三年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月二十五日から同年五月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

〔二六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社マルシン

住所 瀬戸内市長船町飯井一五九七―二

代表者の氏名 代表取締役 新井 義幸

（変更後）

退店のため削除

4 変更年月日

令和三年八月三十一日

二 届出年月日

令和三年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月二十五日から同年五月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

〔二七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井陽一郎

(3) 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

イ 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(変更後)

ア 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井陽一郎

イ 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社金泉園

住所 津山市宮脇町一番地

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

イ 代表者の氏名 代表取締役 金田 宗大
名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地
代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

ウ 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(変更後)

ア 退店のため削除

イ 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井陽一郎

ウ 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

4 変更年月日

令和三年三月一日ほか

二 届出年月日

令和三年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月二十五日から同年五月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

〔二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和四年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、総社市、赤磐市、和気町、久米南町、美咲町、吉備中央町	測量区域
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）	測量の種類
令和四年二月二十二日から令和五年三月三十一日まで	測量期間

◎岡山県人事委員会公示第一号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号（選考により採用することができる職の範囲）の一部を次のように改正する。

令和四年一月二十五日

岡山県人事委員会委員長

秋 山 義 信

別表一に次の一項を加える。

16
建築士

附 則

この公示は、公布の日から施行する。

令和4年1月25日 岡山県公報 第12364号

◎岡山県公安委員会告示第十号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があつた。

令和四年一月二十五日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 那須 信行

2 変更後

代表者 那須 信行

小倉 誠

二 変更年月日

令和三年十一月九日